号外

政治を県民の手に

みんなの党 栃木県議会議員 **たかはし修司**

約束は必ず守ります

議員報酬の削減は、**私が考える政治改革のスタートであって終わりではありません。**
政治に信頼がなければ、どのような政策も受け入れられないのです。
5%というなまぬるい報酬削減では、この未曾有の国難の折に、議会の覚悟を有権者の皆さまにお示しできない。
私は、待ち構える困難に対し、乗り越える勇気と、打ち克つ覚悟を持ち合わせています。
私はやります。約束したことは必ず守ります。
信頼回復と改革のスタートに、**政治家の常識が県民の非常識と言われないよう、**
自らを賭す覚悟で今後も取り組んでまいります。

みんなの党 栃木県支部 政策調査会長
栃木県議会議員 高橋 修司

6月10日の経過と党の対応について

本会議議場
栃木県議会議員の報酬の特例に関する条例の**提案理由の説明**、並びに**上程**

◀

議員報酬**30%削減案採択**

◀

反対多数による**否決**

◀

本会議議場
議長に対し、**議会改革検討会の設置を強く申し入れた。**

◀

記者会見の内容
・可決された5%に加え、**議員報酬の25%の約20万円を自主的に削減し会派で預金し保管する。**その内容については、**要求があれば開示する。**
・削減財源を、**県民のためにどのように使うことができるのか**今後の研究課題とする。

たかはし修司後援会 県民の声・くらしを守る相談室

小山 〒323-0012 小山市羽川9-36
TEL.0285-20-1222 FAX.0285-23-7385

野木 〒329-0111 下都賀郡野木町丸林572-12
TEL.0280-23-5610 FAX.0280-23-5612

http://www.t-shuji.jp E-mail:info@t-shuji.jp

栃木県議会議員報酬の特例に関する条例の提案理由とその全文

提出者を代表いたしまして、ただいま上程されました議第２号栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例について、その提案理由をご説明いたします。

高橋修司 議員

政治家として
私たち県議会議員は、県民から選ばれた県民の代表であります。県民の付託を受け、県民の声を議会に届け行政を動かし、真に県民の幸せを実現させる使命と責任を担っております。そのため議員は県に対して各種の提案・提言や監視、条例提案などその役目を積極的に果たさなければなりません。とりわけ、**政治家の常識が県民の非常識と言われないよう、県民の暮らしの実態にしっかりと身を寄せ、**議員としての役割を果たさなければなりません。

▼

本県の状況
その事を踏まえて現在の県内の状況、県民の暮らしを鑑みると、この度の東日本大震災の影響を受けて生産設備の被災により操業に支障をきたしており、輸出関連企業などの業績悪化を受け雇用不安が増大しております。加えて、風評被害による観光宿泊客の大幅な減少による経営悪化や農作物の消費低迷で被害補償や収束不透明による不安など、本県経済の根幹を揺るがしかねない大変厳しい状況が続いております。さらに、人的・物的被害の大きな傷も癒えておらず、未だに避難勧告が１０地区で継続しているなど、**将来への不安と困難な生活**を強いられているところであります。

▼

財政状況
一方、本県の財政状況は、高齢化の進展等による医療福祉関係経費の増加、財政調整的基金の枯渇、**県債残高が１兆円を超えており**、一昨年よりとちぎ未来開拓プログラムを実行中でありますが、さらに今後、県税収入が大幅に落ち込む事が予想され、**かつてない厳しい局面**を迎えようとしております。

▼

執行部の対応
そのような中、知事は平成２１年度から給与構造の改革を推進し、**自らの給与２０％削減副知事１５％削減、教育長・常勤監査１０％削減を実施しております。また職員に関しても平成２２年度から全職員一丸となって財政健全化に取り組む姿勢を示すべく５％の削減を実施しております。**まさに、深刻さを増す県内情勢と県民の暮らしの実態を捉えた的確な判断であると感じております。

▼

政治の責務
よって、**地方議会の２元代表の一翼を担う議員各位**には、これからの厳しい状況を認識され県民の代表として現下の厳しい局面を県民と一体となって乗り越えるべく、**率先して報酬を削減し県民に覚悟を持った姿勢**を示さなければなりません。

▼

削減額
以上のことから、県議会議員の議員報酬月額を減額するための特例条例を制定するものであります。本議案の内容は、減額する率について、議長、副議長及び議員の議員報酬月額からそれぞれ**１００分の３０に相当する額**を減額するものであります。

▼

削減の期間
次に、減額する期間でありますが、**平成２３年７月から平成２４年３月までとし**、適用は、当該**議員の任期が開始した日**とするものであります。

以上が栃木県議会議員、議員報酬の特例に関する条例の提案理由及び内容であります。本県議会の議員報酬につきましては、今議会１００分の５の削減条例の提案がなされておりますが、**議会の責任の重さを鑑みると**議員自ら、さらに踏み込んだ見直しが不可欠と強く感じます。議員各位には、**厳しい今を乗り越える覚悟をご理解いただき**、賛意を賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

◀ 左記の内容は、本会議議場におきましてたかはし修司が登壇し述べた条例案の提案理由とその全文となります。

改選後初議会において 議員報酬3割削減条例案上程も 否決

みんなの党以外は全員反対

先の栃木県議会議員選挙において、議員報酬３割削減をアジェンダ（政策版）に公約として掲げ、１３議席と躍進を遂げた、まさに民意の現れとして、特例条例案を、６月１０日本議会に上程いたしました。
採択の結果、最大会派の**自民、公明・民主党・無所属などの反対多数で残念ながら否決**されました。**県議会議員総勢５０名の内、賛成票を投じたのはみんなの党の１３名のみで、他の３７名は全員反対**でした。
この否決を受けて、みんなの党では本会議終了後、議長に対し速やかに**「議会改革検討会の設置」を強く申し入れました。**
みんなの党は、今後も３０％削減案を盛り込んだ条例案を出し続けてまいります。

もう少し詳しく教えて下さい

Q. どうして**削減額が３割**なんですか？
A. **知事はすでに２割の削減**を行っております。２元代表の一翼を担う**議員も同じく２割の削減**が必要でしょう。
そして、残りの１割は、**震災を考慮してのもの**です。

Q. どうして**１年間の特例措置**なんですか？
A. **議会改革検討会**の設置をお願いしていますが、この検討会により、**各会派間で、定数削減や報酬について議論**することができるためです。申し入れが通らない場合は、さらに延長します。

Q. ２元代表とはどんな意味ですか？
A. 知事や県議、首長や市議は、それぞれ別々の選挙において住民が直接選びます。そのことを２元代表といいます。

Q. 議員の**毎月の報酬**はいくらですか？
A. 議会報酬は総支給**８３万円／月**で、手取り支給が約５８万円です。

Q. **削減した財源**はどうするのですか？
A. **議員は法律によって給与の返還（寄付行為）ができない**ため、今後、国に対して、法改正を強く訴えてまいります。また、自主的に保管した財源については、**県民によりよい使い道を模索し、還元できるように**推し進めます。

後援会連絡資料